(国土交通省)

制度	名	船舶に係る特別償却制度の	延長	
税	目 所得税及び法人税			
要望の内容	【	要望】 「「「」」」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」	18/100 16/100 16/100 加え、新造船の設計・ 加え、新造船の設計・ が、海洋汚染等及び契約 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	建造時に算定するエ 上災害の防止に関す した新造船に義務付 7%以上効率改善す 二酸化炭素排出規制 する。

新

(外航)

(1)政策目的

我が国の市場経済、貿易活動、国民生活を支える基盤である外航海運において、初期投資額が大きい船舶の省エネ・環境負荷低減に資する船舶への代替建造を促進することにより、国際海運の環境負荷低減に関する社会的・国際的要請に応えつつ、我が国商船隊を国際競争力ある形で安定的に維持し、安全かつ効率的な輸送サービスの確保を図ることを目的とする。

(2) 施策の必要性

四面環海の我が国において、輸出入貨物の 99.7%の輸送を担う外航海運は、 我が国経済、国民生活にとって不可欠な産業インフラ、ライフラインとして、 極めて重要な役割を果たしている。外航海運の安全安定的な輸送サービスの確 保を図ることは、物資の安定供給面、コスト面等で国民生活に直結する極めて 重要な課題である。

船舶特別償却制度は、我が国の市場経済、貿易活動、国民生活を支える基盤である外航海運の設備投資環境を整備し、船舶の代替建造を可能とする税制であり、諸外国においても特別償却や加速度償却等により短期間で相当程度の償却が可能な制度とされている。

国際海運における地球温暖化防止等環境対策の強化が世界的に求められているところ、外航船舶からの二酸化炭素排出量を削減するためのマルポール条約(海洋汚染防止条約)附属書 VI の改正(平成 23 年 7 月)を受け、新造船に対する二酸化炭素排出指標(エネルギー効率設計指標)の導入及び基準適合の義務付け等の措置を講ずる「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案」が第 180 回国会に提出されたところであり、同法改正により、平成 25 年 1 月 1 日以降に契約した新造船に二酸化炭素排出量に係る基にの適合が義務付けられ、さらに、基準は段階的に強化されることとなる。このような中、国際海運からの二酸化炭素排出量削減に向けて国際的にリードし、主導的に貢献していくことが求められており、環境への負荷低減に関する社会的・国際的な要請に対応していくために、船舶の特別償却制度によるさらなる環境低負荷船舶への誘導が必要である。

また、外航海運は、世界単一市場たる外航海運分野において厳しい国際競争に晒されている中で、代替建造を促進し、我が国商船隊を競争力ある形で安定的に維持・整備していくことは今後とも必要不可欠である。国際競争力を確保するためには、船舶の特別償却制度があってようやく諸外国に準じる水準となる現状の償却率の維持により、競争条件の整備を図ることが必須であり、万一この制度がなくなれば国際競争力が低下し、国民経済・地域経済への悪影響は避けられない。

このように、社会的・国際的要請の変化に的確に対応しつつ、老朽船の環境低負荷船への代替建造を進めていくため、特別償却の対象要件について、従来からの設備要件に加え、新造船の設計・建造時に算定するエネルギー効率設計指標が、平成25年1月1日以降に契約した新造船に義務付けられる二酸化炭素排出規制に係る基準よりも7%以上効率改善することを追加した上で、特別償却制度を延長することが必要である。

(内航)

(1)政策目的

国内貨物輸送の約4割、石油、セメント、鉄鋼等産業基礎物資輸送の約8割を担っており、内航海運に従事している船舶を環境性能に優れた船舶に代替させることにより、モーダルシフトの受け皿としての重要な役割を果たす主要物流産業となっている。また、離島航路をはじめ国内旅客輸送にとって不可欠な公共交通機関である内航海運は、我が国経済と国民生活にとって必要不可欠な産業インフラ、ライフラインとしても、極めて重要な役割を果たしている。トラックと比べた場合の輸送効率の高さを生かしつつ内航海運の安全・安定かつ効率的な輸送サービスの確保を図ることは、物資の安定供給面、コスト面、環境面等で国民生活に直結する極めて重要な課題である。

また、地球温暖化対策に向けた国際的枠組を実現すべく、各関係省庁等においても諸施策を実施しているところであり、これら関連施策の実施状況も踏まえつつ、内航海運における環境負荷低減をより一層推進していくため、スーパーエコシップを始めとする環境性能に優れた船舶への代替建造を促進し、モーダルシフトの担い手としてふさわしい競争力のある省エネ型の輸送システム構築を目指す。

(2) 施策の必要性

京都議定書目標達成計画において、次世代内航船等新技術を導入した船舶の開発・普及及び燃費性能の優れた船舶の普及を推進することとされているところであり、本租税特別措置の延長によって、CO2排出量の多い大型船を環境低負荷船に代替させていくことが、地球温暖化対策推進の観点から効果的である。

このため、国内外の社会的要請の変化に的確に対応しつつ、良質な船舶への代替建造を進めていくためには、民間の自助努力だけではなく、省エネ化やCO2・NOx排出削減等の環境負荷低減に対応する機能を有する船舶の建造に対する支援を行うことが必要であり、こうした取組は、極めて公益性が高く、特定の地域の利益にとどまらないため、政府の関与が必要である。

構造的な原油高に対応し、モーダルシフトの担い手としての競争力を高めていくとともに、より一層の省エネ化、CO2・NOx排出削減を図っていくためにも、本租税特別措置を延長することが必要である。

(外航)

海洋基本法(平成19年法律第33号)第24条において、国際競争力の強化を図るため、競争条件の整備等による経営基盤の強化、その他の必要な措置を講ずることとされている。

また、外航海運業に対する税制措置の充実の必要性については、第 169 回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 53 号)」審議における附帯決議では、与野党の賛成により、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制及び船員雇用・待遇改善に係る支援措置の充実等、総合的な視点から、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされている。

政策目標: 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の

今回の		政策は、政位をは、大学を対象をは、対象をは、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する業績指標:97 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合 (内航) 京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)において、おいて、本・ルギー効率の良い次世代内航船(スーパーエコシップ)等新技術の開発・普及等を進めることとされている。また、海洋基本計画(平成20年3月閣議決定)において、内航海運の競争力強化を図るため、省エネルギー型船舶や省人型船への転換等による経営体質強化を促進することとされている。 政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
要望に関連する事項	合 理 性	政 策 の 達成目標	(外航) ・CO2削減:平成32年度までに日本商船隊からの排出量を21%の削減を行う(平成16年度比。排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む) ・NO×削減:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。 ・我が国商船隊の輸送比率を平成28年度まで概ね10%を維持 (内航) 内航海運の安全・安定かつ環境にやさしく効率的な輸送サービスを確保するとともに、モーダルシフトの担い手として競争力を強化するため、スーパーエコシップ等の環境への負荷低減に効果的な設備を有する内航船舶の建造促進を図り、以下の定量的な政策目標を実現していく。 ①省エネ化、CO2・NO×排出削減 ・CO2削減:平成32年度までに25%の削減を行う(平成16年度比) ・NO×削減:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	② 環境低負荷船等の普及・促進・年間建造隻数に占める環境低負荷船等の隻数割合 35%以上(平成 32 年度時点)平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日 (2 年間)

r ₋			
同上の期間 中 の 達 成 目 標	CO2:平成26年度までに日本商船10%の削減を行う(平成16:20%の削減を行う(平成16:30) NOx:新造船について22%の削減を・我が国商船隊の輸送比率を平成26年(内航) ① 省エネ化、CO2・NOx排出削減・CO2:16%の削減を行う(平成16・NOx:新造船について22%の削減を2 環境低負荷船等の普及・促進	隊からの CO 年度比) ·行う (平成 度まで概ね 年度比) ·行う (平成	2 排出量を22 年度比)10%を維持22 年度比)
	年度比) ・新造船によるNO×削減(平成22年度比平成23年度:22%削減 ・世界の海上輸送量に占める日本商船隊度~21年度の各年度とも概ね11%を存度は10%、平成23年度は9%であっ(内航) ・内航環境低負荷船の代替取得等による平成23年度:12%(平成16年度比) ・内航環境低負荷船の代替取得等による平成23年度:22%(平成22年度比) ・年間建造隻数に占める環境低負荷船等の	がの輸送比率維持したものた。 CO2排出能 NOx排出能 隻数割合	Aは平成 16 年 Dの、平成 22 削減 削減
措置の		25 4 3 4 (単 25 1 O 数 300G/T 以	i位:隻数) 26 4 3 4 i位:隻数) 26 1 1 上の船舶の年
	中の達成	・国際海運のCO2、NO×の削減に配CO2:平成 26 年度までに日本商船10%の削減を行う(平成 16 名	・国際海運のCO2、NO×の削減に向けた主導的CO2:平成26年度までに日本商船隊からのCO10%の削減を行う(平成16年度比)NO×:新造船について22%の削減を行う(平成16年度比)、NO×:新造船について22%の削減を行う(平成16年度比)、NO×:新造船について22%の削減を行う(平成16年度比)、NO×:新造船について22%の削減を行う(平成20環境低負荷船等の普及・促進・年間建造隻数に占める環境低負荷船等の隻数割合(平成26年度時点) (外航)

(外航)

船舶の特別償却制度は、オーナーが船舶を建造する際のキャッシュフローの確保を可能とし、オペレーターに対し適時適切に船舶を供給することを可能とする観点から政策目的を達成するための手段として有効である。

また、本租税特別措置は、課税の繰り延べであり、減税額相 当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少ない 措置である。

なお、船舶は年間建造隻数が限られており、過去の適用数が 想定外に僅少であるとは言えない。

さらに、本制度により新造船への船舶投資が促進されること から、造船業及び舶用工業への生産波及効果が期待できる。

環境面においては、国際的な要請でもある二酸化炭素排出抑制対策については、我が国が先行して積極的に国際基準を提案していく等の戦略的な国際基準作りを行っていくことが必要であるとの考え方を基本とし、本制度を具体的な取り組み事項として位置づけ、引き続き、本制度によるさらなる省エネ・低炭素化に資する船舶の導入促進を図るとともに、今後も我が国が国際的議論をリードし、国際海運からの二酸化炭素排出抑制対策に主導的に貢献していくことが期待される。

船舶特別償却制度は、昭和 26 年度の創設から 60 年以上経過し、その間、船舶の近代化等その時々の社会的要請を踏まえた 観点から償却率等の要件の見直し等を行ってきているが、一貫 して海運の安全かつ効率的な輸送サービスの確保を図りつつ、 国際競争条件の均衡化を図り、日本商船隊の国際競争力を強化 するとともに外航日本船舶の確保を支援するとの普遍的な役割 を有して今日に至っており、手段として有効である。

要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)

(内航)

本租税特別措置により生じるキャッシュフローの確保によって、内航海運事業者の初期投資負担が大幅に軽減されることから、経営体質強化につながり、内航海運事業者の建造意欲を増進させている。また、一定の環境設備要件を組み込んでいることによって、内航環境低負荷船への転換を促進しており、政策目的の達成手段として有効である。

本租税特別措置は、課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なく、また、利用できる事業者について何ら制限を課しておらず、特定事業者への偏りはない。

なお、本租税特別措置の適用にあたっては、環境トップランナー支援の対象となる厳格な環境設備要件を満たす必要があることからも、対象船舶(総トン数 300G/T 以上)に対しての適用 隻数が、僅少であるとは言えない。

船舶特別償却制度は、昭和 26 年度の創設から 60 年以上経過し、その間、船舶の近代化等その時々の社会的要請を踏まえた 観点から償却率等の要件の見直し等を行ってきている。特に、 昨年 3 月の東日本大震災以降は、原発稼働停止の影響を受け、 国民の環境に対する意識が高まりを見せており、内航海運においても、環境性能に優れた船舶の普及・促進をより一層図っていくことが求められている。また、安全かつ効率的な海上輸送サービス確保の観点からも、本租税特別措置は普遍的な役割を有して今日に至っており、手段として有効である。

当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	 (外航) ・特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置 ・固定資産税の軽減 (課税標準 1/18、1/6 の特例) ・国際船舶の登録免許税の軽減 (内航) ・特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置 ・中小企業投資促進税制 ・固定資産税の軽減 (課税標準 1/2 の特例)
予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	なし
要望の当世世	(外航) 本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資あり、の繰近であるために有力さく、必要最小限の措置とり、のの会において国の補助金に有する。 はお、経済協力開発機構(OECD)での合意において国の補助金になる海運業支援が禁止されている。 になる、経済協力開発機構(OECD)での合意において国の補助金による海運業支援が禁止されている。
	目制措 予措要及 上上とと 要別外の

(外航)

【適用実績】

(1)租税特別措置法第43条適用船舶 (外航日本船舶)

(金額の単位・百万円)

	(= 0,013)			
年 度	21	22	23	
隻数	7	5	3	
減収額	2, 618	1, 584	702	
特別償却実施額	8, 726	5, 281	2, 341	

※事業者団体調査及び海事局調査に基づくもの。

(2)租税特別措置法第66条の6適用船舶

租税特別 措置の 適用実績

(外航日本船舶以外の船舶)

(金額の単位:百万円)

年 度	21	22	23
隻数	36	46	32
減収額	8, 904	11, 796	7, 734
特別償却実施額	29, 681	39, 319	25, 779

※事業者団体調査及び海事局調査に基づくもの。

(内航)

【適用実績】

(金額の単位:百万円)

年 度	21	22	23
事業者数(隻数)	5 (6)	7 (7)	6 (8)
減収額	332	557	417
特別償却実施額	1, 105	1, 857	1, 391
適用事業者の範囲	73	59	70

※海事局調査により把握したものであり、実数である。

租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)

(外航)

- 世界の海上輸送量に占める日本商船隊の輸送比率は平成 16 年 度~21 年度の各年度とも概ね 11%となっているが、平成 22 年 度は 10%、平成 23 年度は 9%と、世界の海上荷動き量増加傾向 にある中、日本商船隊のシェアは長期的に見た場合、低下傾 向にあり、今後とも日本商船隊の輸送比率を維持していくた めには、競争力のある日本商船隊の整備が必要不可欠であ
- 環境負荷低減に係る直接効果は、以下の通りである。

日本商船隊からの 002 排出量を 10%の削減(平成 16 年度比)

平成 21 年度: 5.8%、22 年度: 6.7%、23 年度: 7.5%

新造船によるNOx削減

平成 23 年度: 22% (平成 22 年度比)

(内航)

- ・環境負荷低減に係る直接効果(平成23年度の本租税特別措置 利用分)として、以下の通りの効果が見られる。 CO2 5,824 トン削減、NOx 478 トン削減
- 年間建造隻数に占める環境低負荷船等の隻数割合は上昇傾向 である。

平成 21 年度: 9.6%、22 年度: 13.6%、23 年度: 21.4%

(外航) ・我が国商船隊の輸送比率を平成27年度まで概ね11%を維持 (事前評価) ・我が国商船隊における外航日本船舶数を概ね 450 隻とするこ とを目標とし、5年間(平成23年度から平成27年度まで) で概ね260隻とすることを目標とする。(事前評価) 前回要望時 (内航) の達成目標 ①省エネ化、CO2・NOx排出削減 ・省エネ船舶・新造船によるCO2排出削減量を平成 23 年度から 平成27年度までに約5.6万トン NOxの対IMO一次規制値比22%削減を誘導 ②船舶の代替建造の促進 ・平成27年度における内航船舶の老朽船の割合を68% ・船舶の平均総トン数につき、600G/T以上の維持 (外航) - 平成 23 年度の世界の海上輸送量に占める日本商船隊の輸送比 率は 9%であり、目標値である概ね 11%を達成しなかった。 ・日本商船隊のうち、外航日本船舶数は 136 隻 (平成 23 年央) 前回要望時 と増加基調にある。 からの達成 度及び目標 (内航) ・世界的な金融・財政危機の影響、急激な円高の進行といった に達してい 景気後退要因の他に、大規模災害が相継ぐという特殊要因が ない場合の 加わったことによって、内航海運事業者の建造意欲も減退し、当 玾 初想定していたペースでは環境低負荷船普及が進まなかった。 ・老朽船の割合については上昇(平成23年度末時点:74%)した。 平成23年度末時点における平均総トン数は、654総トンとな っており、目標水準を維持した。 (外航) 平成 17 年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重 構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船 員訓練設備(6/100)を除外) 平成 19 年度 延長 (外航船舶について環境負荷低減設備等の要 件を追加) 平成 21 年度 縮減・延長 (トン数標準税制の適用を受ける法人) が取得等をする日本籍船以外の外航船舶に係る償 却割合を 16/100 (現行 18/100) に引き下げ) これまでの 平成23年度 縮減・延長(経営の合理化に著しく資する外航船 舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を 要望経緯 16/100 (現行 18/100) に引き下げ) (内航) 平成 17 年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重 構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、 船員訓練設備(6/100)を除外) 平成 19 年度 延長 平成 21 年度 拡充・延長 (スーパーエコシップ等の高度環境低 負荷船については 18%) 平成 23 年度 縮減・延長(推進効率改良型プロペラ設置必須化

等の設備要件見直し)	_